事前確認書

【税の優遇措置を受けるための条件】

①**「青色申告書」**を提出している

・「青色申告」とは、複式簿記形式により帳簿に記録し、それに基づき所得を申告する制度です。

・外国法人も同様です。

②本社所在地が**「五島市外」**

・法人の本社が五島市外の地方公共団体に所在していることが要件となります。

・本社所在地とは、地方税法上の「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」です。

③寄附額が**「１０万円以上」**であること。

【税の優遇措置の内容】

・寄附額は全額を「損金算入」することができます。

（決算において、損金が収益を上回る場合は、税負担軽減効果が受けられない場合があります。）

・寄附を行った法人の税制控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。

・法人諸税の税額控除の優遇措置は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 税　目 | 特 例 措 置 （ 税 額 控 除 ） |
| 法人住民税 | 寄附額の４割を控除（法人住民税法人税割額の２０％が上限） |
| 法人税 | 法人住民税の控除額が寄附額の４割に達しない場合、その残額。  但し、寄附額の１割を限度（法人税額の５％が上限） |
| 法人事業税 | 寄附額の２割を控除（法人事業税額の２０％が上限） |

※決算において、控除対象となる税科目（法人住民税、法人事業税、法人税）に控除できる額が

ない場合は、優遇措置を受けることができません。

【納付書・受領書について】

・寄附申込書に記載のある「納付時期」の約２週間前に、寄附金納付用の「払込取扱票」もしくは

「お振込み先の口座情報」を送付します。

・寄附金の納付期限は納付書の発行日から２週間です。

・寄附の収納を確認後、五島市が寄附を受けたことを証明する受領証を発行いたします。

・受領証は税の申告の際に添付する書類となります。

・税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。